

審 査 基 準 整 理 票

処分名	産業廃棄物処理業の変更の許可		
根拠法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (条項) 第 14 条の 2 第 1 項 (昭和 45 年法律第 137 号)		
基準法令名	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (条項) 第 14 条の 2 第 2 項に おいて準用する第 14 条第 5 項 及び第 10 項		
所管部署	環境部 産業廃棄物対策課		
標準処理期間 (他機関等への照会等の 期間を除く。)	2 1 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input checked="" type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可に係る審査基準</p> <p>(産業廃棄物収集運搬業の事業範囲の変更の許可に係る審査基準)</p> <p>次の各号のいずれにも適合していること。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設および申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して 行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省 令第 35 号) 第 10 条各号に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのい ずれにも該当しないこと。</p> <p>(産業廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可に係る審査基準)</p> <p>次の各号のいずれにも適合していること。</p> <p>(1) その事業の用に供する施設および申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して 行うに足りるものとして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 10 条の 5 各号 に定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 5 項第 2 号イからへまでのい ずれにも該当しないこと。</p>			

参考

【根拠法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 14 条の 2 第 1 項

産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、その産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

【基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第 14 条第 5 項

都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの

ニ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ホ 個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第 14 条第 10 項

都道府県知事は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

二 申請者が第五項第二号イからへまでのいずれにも該当しないこと。

第 14 条の 2 第 2 項

前条第 5 項及び第 11 項の規定は、収集又は運搬の事業の範囲の変更に係る前項の許可について、同条第 10 項及び第 11 項の規定は、処分の事業の範囲の変更に係る前項の許可について準用する。